

## 「生活困窮者への緊急支援活動助成」FAQ

Q1 既に開始している、または終了している事業も本助成金の助成対象となるか？

【回答】

令和6年度内の事業であれば、助成対象となります。

Q2 本助成プログラムは次年度以降も継続して実施予定か？

【回答】

中央共同募金会の財源次第であり、現時点では未定である。

Q3 1件あたりの助成額は50万円以内で、同一団体の複数の事業に助成を受けられるか？

【回答】

1団体に1事業に限定する必要はありません。1事業あたりの上限50万円の中で同一団体の複数事業に助成することができます。

Q4 食料品の保管にかかる費用(冷蔵庫購入費など)も対象となるか？

【回答】

食料品、日用品等の整備、保管にかかる費用は対象となります。

Q5 補助金などの公的費用や他の助成金が充当されている事業は対象外となるか？

【回答】

本事業と切り分けができれば、対象としていただいて問題はございません。

Q6 生活相談者への金銭給付は対象となるか？

【回答】

本助成は、相談支援やアウトリーチなどを円滑にするためのツールや仕組みを整えるための事業助成であり、相談者個人への直接的な金銭給付は想定していません。

Q7 フードバンク事業は対象となるか？

【回答】

生活相談などを行う際、ツールとして活用できる食料や日用品の配布を想定しているため、単純な食料配布事業は対象外となります。

Q8 生活困窮者を対象とした配布物(食料品・交通チケット類など)は助成の対象となるか

【回答】

生活困窮関連の相談事業と配布事業を組み合わせた活動であれば、配布物(食料品や日用品等)を整備する事業は助成の対象となります。

※応募様式の事業の説明欄に相談業務との関係をわかりやすく記述してください。